平成２９年（フ）第１５０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅４Ａ１棟30
債務者　千葉　裕陽
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６２７号
宮城県宮城郡利府町利府字館110番地
債務者　荒木　尚子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６６８号
広島市安佐北区落合南１丁目37番１―202号
債務者　長尾　貴史
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６５号
福岡県太宰府市五条１丁目８番７―210号、前住所大分県玖珠郡九重町大字松木4209番地
債務者　武石　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１８９号
福岡県大野城市川久保１丁目11番22号　101号、前住所福岡県大野城市乙金東１丁目19番11号
債務者　小松　美香
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲谷陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３０９号
福岡市中央区今川２丁目６番31―703号
債務者　諸岡　安子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　向三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９０７号
埼玉県加須市志多見1384番地
債務者　谷口　真吾
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
愛知県西尾市順海町36番地
債務者　森下　雄介
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８６号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目19番地の15　デュオコート鳩ヶ谷緑町205号
債務者　杉本　光一
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９０９号
さいたま市南区松本４丁目２番15―106号、旧住所さいたま市南区松本４丁目13番５号　岡村方
債務者　佐藤　廣子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６１号
さいたま市北区吉野町２丁目263番地７　やすらぎの里吉野町寮、旧住所香川県丸亀市城東町２丁目12番２号
債務者　岩橋　知樹
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９７０号
さいたま市桜区大字大久保領家540番地16―203
債務者　大崎　春美
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９８３号
埼玉県蓮田市関山３丁目10番４号　メゾンイイノ105号、旧住所埼玉県蓮田市関山２丁目８番28号　リバーサイド栗原206号
債務者　村山　千枝
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１００６号
埼玉県川口市西川口１丁目30番16号　アトーレ西川口201号
債務者　布目明日香
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３１号
さいたま市浦和区駒場１丁目11番５号　グリーンハイツ203
債務者　村山　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６０号
埼玉県草加市八幡町1263番地６　クォーレ八幡105号室、住民票上の住所栃木県栃木市西方町金崎803番地３
債務者　渡辺　健一
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係